

Imperial Japanese Navy.

大正八年八月廿四日

海軍省

横須賀

支那

軍務局接受
印

海軍省信稿内電字印

獨創上通稿印

附神廟之讓渡之件軍需和

小官澤純平謹聞海軍省令凡兵、船之需

大/如

件前件本道廿四日御靈度印

獨創上通稿印

獨創上通稿印

獨創上通稿印

獨創上通稿印

件已

0335

Imperial Japanese Navy.

(1)	大、次年十九以降ア同宿。リテルカハ横南トシテ多々 持シ、购入セシキナリ。
(2)	希約、此ナニ或“種レ、需事高ニシテス、 欲得トモニ計ニテ、商用處置、李様、勿 許、又、日本ニシテ、御之、計ナ平和、威生、備、於 テ、而、制、旨、商、可、特、ト、萬、般、次、宜、シ、乃
(3)	シ、半、信、ノ、
(4)	義シ、リ、貿、行、ニ、此、意、知、リ、及、海、律、鷹 遂、”、大、方、高、、准、之、可、大、也、
(5)	種、石、等、需、要、運、送、之、由、里、行、御、ノ、備、之、種 之、威、之、港、洋、、大、擧、之、之、急、ト、大、ヘ、キ、其、
(6)	四、船、萬、艘、之、下、
(7)	由、總、成、”、停、米、ナ、シ、ニ、一、大、萬、艘、運、送、而、之、海、上、

Imperial Japanese Navy.

日本は世界の通商支擧ヲ主張
（アヒルの國人ハ徳意・操多々ト注る事有）
（アヒルの國人ハ徳意・操多々ト注る事有）
軍事的練習、海軍の開拓、保衛
軍事的練習、海軍の開拓、保衛
御軍事、内政の注文ヲ主とす
約定記、軍事、内政トシ
義理ヲ主とせん者又計之不義の如科
三、古手、中止、ナサク、神國、双子、其ノ如
（アヒルの國人ハ徳意・操多々ト注る事有）
一、古手、中止、ナサク、神國、双子、其ノ如
（アヒルの國人ハ徳意・操多々ト注る事有）
トナリ、セモ有（アヒルの國人ハ徳意・操多々ト注る事有）

Imperial Japanese Navy.

三	支那	支那事務所、支那商標、支那銀行等の上記に於ける 支那の通航権の問題を論じる。
二	支那、朝鮮、南洋諸島、東洋諸島、南洋、東洋の上記に於ける 支那の通航権の問題を論じる。	注
一	支那、朝鮮、南洋諸島、東洋諸島、南洋、東洋の上記に於ける 支那の通航権の問題を論じる。	注
九	支那、朝鮮、南洋諸島、東洋諸島、南洋、東洋の上記に於ける 支那の通航権の問題を論じる。	注
八	支那、朝鮮、南洋諸島、東洋諸島、南洋、東洋の上記に於ける 支那の通航権の問題を論じる。	注

0338





